

静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 情報に関する基本理念等（第3条—第8条）

第3章 情報公開の推進（第9条—第12条）

第4章 個人情報の保護（第13条・第14条）

第5章 基盤の整備（第15条—第17条）

第6章 静岡市情報公開・個人情報保護審議会（第18条—第26条）

第7章 雜則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市が保有する情報に関する基本理念等を定めることにより、個人の権利利益の保護を図りつつ、情報公開及び個人情報の保護を総合的に推進し、市民と市が行政情報を共有することによる市政への市民参画の促進を図り、もつて、市民の理解及び信頼の下にある公正で民主的な市政の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「情報公開」とは請求に基づく情報の公開、情報の提供及び公表並びに審議会等の会議の公開をいい、「情報公開制度」とは情報公開及び個人情報の保護に関する制度の総称をいう。

第2章 情報に関する基本理念等

（情報の共有）

第3条 市が保有する情報（以下「保有情報」という。）は、市及びすべての市民の共有財産として、活用されなければならない。

（情報公開）

第4条 保有情報については、市の諸活動が市民に説明されるよう、積極的に情報公開が図られなければならない。

（個人情報の保護）

第5条 個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益が侵害されることのないよう、適正に保護されなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、前3条に規定する理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の知る権利を尊重し、情報公開制度の体系的な整備及びその利用の促進に努めなければならない。

2 市は、前項の場合において、個人情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、市政への市民参画の促進及び協働によるまちづくりの推進に資するため、市と一体となって情報公開制度の活用及びその推進に努めなければならない。

2 市民は、第5条に規定する個人情報の保護の理念にのっとり、個人情報の保護に努めなければならない。

(適正使用の原則)

第8条 保有情報を取得した者は、その取得した情報を適正に使用し、第三者の権利利益を侵害することのないように努めるものとする。

第3章 情報公開の推進

(保有情報の公開)

第9条 市は、別に条例で定めるところにより、保有情報の公開の請求に応じ、当該保有情報を公開するものとする。

(保有情報の提供)

第10条 市は、前条の規定により公開した保有情報のうち、積極的に提供する必要があるものを把握し、市民がこれを簡便な方法で入手することができるよう、当該保有情報の提供に関する制度の整備に努めなければならない。

2 市は、前項に定めるもののほか、情報公開の充実を図るため、保有情報のうち市民が広く必要とするものを調査し、及び把握し、これが適時に、かつ、適切な方法で明らかにされるよう、保有情報の提供に関する施策の充実に努めなければならない。

(保有情報の公表)

第11条 市は、市民との協働によるまちづくりの推進に資する保有情報の公表に関する施策を講ずるものとする。

2 前項に規定する保有情報の公表その他の保有情報の公表は、より多くの市民によりわかりやすい方法で行うように努めなければならない。

(附属機関等の会議の公開)

第12条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに類する合議制の組織の会議の公開に関する制度を整備するものとする。

第4章 個人情報の保護

(個人情報の保護に関する措置)

第13条 市は、第5条に規定する個人情報の保護の理念にのっとり、別に条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

第14条 削除

第5章 基盤の整備

(保有情報の適正管理)

第15条 市は、情報公開制度の適正かつ円滑な運用及び市民との情報の共有の推進に資するため、保有情報の適正な管理に関する制度を整備するものとする。

(情報公開制度の改善)

第16条 市は、情報公開及び個人情報の保護を総合的に推進するに当たっては、情報を取り巻く環境の変化等に適合した情報提供の取扱いを検討する等、不断に情報公開制度の改善に努めなければならない。

(電子的情報の提供等)

第17条 市は、保有情報の提供等を行うに当たり、情報通信技術、電子的媒体を用いる等、保有情報が活用されやすい手法による提供等を推進するものとする。

2 市は、前項に規定する提供等を推進するため、必要に応じて保有情報の電子化を行うものとする。

第6章 静岡市情報公開・個人情報保護審議会

(設置)

第18条 情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進を図るため、静岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、次に掲げる事項の調査及び審議を行う。

(1) 保有情報の情報公開に関する重要事項

(2) 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）第10条及び静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第51条の規定による諮問に関する事項

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する重要事項

- 2 前項第3号に掲げる事項は、第23条の2に規定する部会において審議することができる。
(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 市民

- 2 市長は、前項第2号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期等)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
3 会長は、審議会の会議の議長となる。
4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

- 第23条の2 第19条第1項第3号に規定する事項を審議させるため、審議会に部会を置く。
- 2 部会は、会長及び会長が指名する委員若干人並びに個人情報の保護又は情報処理技術に関する識見を有する者から市長が委嘱する専門委員若干人をもって組織する。
 - 3 第21条の規定は、専門委員について準用する。
 - 4 第22条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び専門委員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(委員の守秘義務)

- 第24条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

- 第25条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

- 第26条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第7章 雜則

(他の法令との関係)

- 第27条 この条例の規定は、法令に特に定めがある場合には、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(静岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の廃止)

- 2 静岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年静岡市条例第6号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、現に廃止前の静岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（以下この項において「廃止前の条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された静岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員である者は、この条例の施行の日において、第20条第1項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第21条第1項の規定にかかわらず、廃止前の条例第4条第1項の規定により委嘱された静岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員と

しての残任期間とする。

(静岡市個人情報保護条例の一部改正)

4 静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第5号中「静岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年静岡市条例第6号）」を「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）」に改める。

(専門委員の任期の特例)

5 第23条の2第3項において準用する第21条第1項の規定にかかわらず、平成26年10月14日以後最初に委嘱される専門委員の任期は、平成27年6月30日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。